

報告第15号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成29年9月4日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

29専第9号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金40,176円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 平成29年8月24日
- 4 事 案 概 要 平成29年8月9日（水）午後3時00分頃、交野市立星田小学校内において、本市学校校務員が草刈り作業を行っていたところ、草刈り機からの飛び石により、[REDACTED]の駐車場に駐車していた相手方車両の運転席側のウインドガラスを破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方車両修理費等 金40,176円
学校災害賠償補償保険 金40,176円
市持出額 0円

平成29年8月24日

交野市長 黒 田 実